

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年6月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100002号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100022号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年7月1日から平成30年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年7月から平成28年5月までの標準報酬月額については28万円から41万円、同年6月から平成30年7月までの標準報酬月額については28万円から50万円とする。

平成27年7月から平成30年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月から平成30年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月1日から平成30年8月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際よりも低く記録されていることが分かった。その後、記録訂正されているものの、訂正後の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間について、訂正後の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成27年分から平成30年分までの源泉徴収簿(写)により、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間において、同社から、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額(平成27年7月から平成28年5月までは41万円、同年6月から平成30年7月までは50万円)に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成27年7月から平成30年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100003号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100023号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年9月1日から平成30年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月から平成29年8月までの標準報酬月額については36万円から38万円、同年9月から平成30年7月までについては36万円から41万円とする。

平成27年9月から平成30年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月から平成30年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成28年7月28日は25万円、平成29年7月28日は55万円、平成30年7月28日は34万8,000円に訂正することが必要である。

平成28年7月28日、平成29年7月28日及び平成30年7月28日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月28日、平成29年7月28日及び平成30年7月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年9月1日から平成30年8月1日まで  
② 平成28年7月28日  
③ 平成29年7月28日  
④ 平成30年7月28日

請求期間①について、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、当該期間については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際よりも低く記録されていることが分かった。その後記

録訂正されているものの、訂正後の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間①について、訂正後の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から④までについて、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、当該期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間②から④までの標準賞与額を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された請求者に係る平成27年分から平成30年分までの源泉徴収簿（写）（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、同社からオンライン記録により確認できる標準報酬月額（36万円）を超える標準報酬月額（平成27年9月から平成29年8月までは38万円、同年9月から平成30年7月までは41万円）に相当する報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）の支払を受け、請求期間①において、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額より高い又は同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成27年9月から平成29年8月までは38万円、同年9月から平成30年7月までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年9月から平成30年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から④までについて、源泉徴収簿により、請求者は、請求期間②においては、事業主から標準賞与額（25万円）の支払を受け、当該標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、請求期間③においては、事業主から標準賞与額（55万円）の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間④においては、事業主から標準賞与

額（35万円）の賞与の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から④までの標準賞与額については、源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間②は25万円、請求期間③は55万円、請求期間④は34万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年7月28日、平成29年7月28日及び平成30年7月28日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。